

71. 敵基地攻撃能力

敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有を認めることで自民党と公明党は12月2日合意した。12日には国家安全保障戦略等の3文書についても合意。これを受けて政府は16日にも3文書の閣議決定をするという。国会議論もなく安全保障の大転換が現実には迫った。公明党には第二次安倍政権で集団的自衛権の行使容認に転じて以来の二度目の大きな失望だ。平和の党が泣く。

敵基地攻撃能力の保有について与党はどう言うのか、改めてまとめてみた。

- ①（背景）日本を取り巻く安全保障環境の悪化。北朝鮮や中国が開発している極超音速や変則軌道で飛ぶミサイルに対しては、日本のミサイル防衛（MD）*¹では迎撃が難しい。
- ②（定義と名称）敵基地攻撃能力とは、「国民を守る為に他に適当な手段がないことなど『武力行使の3要件』*²に基づき、武力攻撃が発生した場合、防ぐのにやむを得ない『必要最小限の措置』として相手領域に攻撃を加えること」と定義。名称は先制攻撃と受け取られないように「反撃能力」と変更。
- ③（保有能力）ミサイル攻撃を防ぐ為相手国領域内でミサイルを阻止する能力を持つ必要がある。
- ④（攻撃タイミング）明らかな兆候や国際情勢、相手の明示的な意図などを総合的に判断。
- ⑤（攻撃対象）「必要最小限度の措置として許容されるかはその時々判断」とするが、対象は敵国基地に限定されず、指揮統制機能等も含む。
- ⑥（他国への攻撃）集団的自衛権の行使容認状態では、日本への直接攻撃がなくても他国を叩くことが可能になる*³。
- ⑦（抑止力）能力保有の理由は攻撃を思いとどまらせる抑止力を向上させることである。
- ⑧（専守防衛）相手が先に攻撃したことに対する「反撃能力」で、「専守防衛」の範囲内である。

このような内容について、○番号に対応してコメントしたい。

- ①：極超音速や変則軌道で飛ぶミサイルをMDで迎撃することの難しさはその通りだろう。北朝鮮の戦術誘導ミサイルは変則軌道で迎撃が難しいとされる。KN23、24など。
- ②：この定義により⑥は必然となり、日本領域への攻撃前でも攻撃を開始できることになる。
 - ・一旦相手のミサイル基地を攻撃すれば、相手の反撃手段を全滅させない限り、倍返し以上の反撃が待っている。原発も当然狙われる。必然的にミサイルの応酬となり、「必要最小限の措置」は有名無実化する。
 - ・「反撃能力」に名称変更したのは「先制攻撃」と思われたくないからというが、攻撃のタイミングの兆候を一瞬でも見誤れば相手に攻撃の口実を与えることになる。危険性は変わらない。
- ③：保有への疑問の一例は、「発射することが分かって、そこから300km離れた場所で待機する潜水艦に命令が出て時速880kmでトマホークが向かって20分はかかる。ミサイルは既に発射されている」（東京新聞2022/12/2）というものだ。本当に阻止能力のある武力が持てるのか。
- ④：敵国のミサイル発射は列車、車両、潜水艦などからの移動式が想定されている。
 - ・移動する複数の発射地をリアルタイムで精度よく追跡可能なのか。何より複数の発射の兆候をどの様に精度よく検知するのか。潜水艦からの発射は兆候をどう検知するのだろうか。
 - ・攻撃タイミングは「総合的に判断」とあまりに抽象的。これで合法的に判断が可能か。「相手が日本本土を狙ったミサイルを発射する前に、攻撃に『着手』したと判断すれば反撃できることになるが、国際法に反する先制攻撃と受け取られる可能性がある」との記事もある。
- ⑤：攻撃対象は「必要最小限度の措置として許容されるかはその時々判断」とは奇怪な文だが、時の政府の判断と言っている。その範囲は基地に限定されず「指揮統制機能等も含む」という

のは今まで言われてきたことで、一気に「必要最小限の措置」は怪しくなる。

- ・さらに確実に狙い通りの精度で攻撃できるかという問題もある。撃ち合いになれば不測の事態で狙いが外れ市民が攻撃される可能性もある。

⑥：日本への直接攻撃がなくても他国を攻撃するとなれば、打撃力を米国に依存するという日米の役割分担（日米安保体制の枠組、盾と矛の関係）が変わってくる。⑧の専守防衛から明らかに逸脱する。

⑦：抑止力とは一般的には「相手の有害な行動を思いとどませる」こと。抑止力には幾つかの形態があり、有害な行動に対する報復を予め示す「懲罰的抑止」が中心。懲罰的抑止の成立には、「(1)相手に対する堪え難い報復能力の保持、(2)相手に対する報復意思の明示、(3)相手が(1)(2)を理解すること」の3条件を満たす必要があると言われている。

- ・まず「相手が堪え難い程の報復能力」を持てるのか。北朝鮮や軍事大国の中国は既に相当量のミサイルや戦闘機を持っている。今からそれに伍するものを持つとするのか。それは現実的に可能か。トマホーク 500 発購入検討のニュースもあるが、それだけで(1)を満たすか。あるいは何処までを何時までに幾ら費用を掛けて持つようとしているのか。何もわからない。

- ・②で述べたが相手の攻撃力を一気に全て叩けないのは自明だから、ミサイルの撃ち合いになる。日本も確実に撃たれることが前提になる。つまり、(2)はミサイルを撃たれても、その被害に耐えて抵抗する意志と覚悟を国民が持つことを要求される。そのことを政府・与党は説明していない。これが一番の問題かも知れない。

⑧：「専守防衛」については東京新聞（2021/12/11）の次の記事を引用する。

「専守防衛政策を採ってきた歴代内閣は、実際に攻撃できる装備を平素から保有することは『憲法の趣旨ではない』としてきた。つまり、敵基地攻撃能力の『保有』は違憲というのがこれまでの政府の立場。それを変えるなら憲法との整合が厳しく問われる」

- ・また、「専守防衛の考え方」に立つとしつつ、必要最小限度の自衛力は「時々の国際情勢や科学技術等の諸条件を考慮し決せられる」（自民党安全保障調査会）と幅を持たせている。逃げ口上としか伝わらない。

「専守防衛は、武力攻撃を受けた時に初めて防衛力を行使し、その防衛力は自衛のための必要最小限にとどめる安保政策だ。他国を先制攻撃する意志と能力を持たない国への侵攻に大義はなく、専守防衛は確立された戦略として機能してきた。日本は戦後、戦争に直接参加せず、武力攻撃も受けなかったことが証左である」（東京新聞社説 2022/4/15）という記述は歴史的経緯を含めて納得できるものだ。敵基地攻撃能力の保有は際限のない軍拡競争であり、戦争への入口だ。「戦争というものは、本当に人間がやってはならない一番最大の悪だよ」（半藤一利）の言葉もある。他国に脅威を与えない専守防衛を背景に平和外交に徹し、軍事大国になる敵基地攻撃能力の保有はやめなければならない。

*1 自衛隊が運用する MD システムは、海上のイージス艦を「前門」、打ち漏らしに備えた地上の地对空誘導弾パトリオット(PAC3)を「後門」とする二段構えである。

*2 武力行使の3要件：(1)我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、(2)これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、(3)必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと。

*3 例えて言うと、日本と密接な関係にある A 国が、B 国から攻撃を受け、日本が存立を脅かされ、排除する手段がないなどと政府が認定した場合は、集団的自衛権を行使し日本は B 国を攻撃できる。

(2022年12月14日)